

山形県公立大学法人研究インテグリティの確保に関する規程

令和7年4月1日 規程第6号

（目的）

第1条 この規程は、山形県公立大学法人（以下「本法人」という。）が設置する山形県立米沢栄養大学及び山形県立米沢女子短期大学（以下、「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）研究インテグリティ 研究の国際化、オープン化に伴う新たな懸念リスクに対して求められる研究の健全性・公正性をいう。
- （2）研究者 教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

（理事長の責務）

第3条 理事長は、本法人における研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

（研究者の責務）

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に関示を行うものとする。

（誓約書の提出）

第5条 研究者は、研究インテグリティの確保のために必要な情報を適切に報告・申告することを遵守するものとし、理事長に誓約書（別紙様式）を提出しなければならない。

（研究インテグリティ・マネジメント統括責任者）

第6条 研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下、「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、本法人に研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、次の各号に定める者をもって充てる。

- （1）山形県立米沢栄養大学：研究を担当する理事
- （2）山形県立米沢女子短期大学：研究を担当する理事

（研究インテグリティ・マネジメント委員会）

第7条 本法人に、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第8条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(組織)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- (2) 理事長が指名する教員 若干名
- (3) 事務局長
- (4) 事務局次長

2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員のうちから理事長が指名する。

(専門部会)

第10条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局法人企画担当において処理する。

(相談窓口)

第12条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口に担当者を置き、事務局法人企画担当の職員をもって充てる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティ・マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。